

## 彩の国いきがい大学校友会連絡協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、彩の国いきがい大学校友会連絡協議会（以下「県連協」という。）という。

(事務所)

第2条 県連協の事務所は、公益財団法人いきいき埼玉内に置く。

(目 的)

第3条 県連協は、各地区連協の交流を促進し、校友会活動の楽しさを増進させ、会員相互の生きがいを高めることを目的とする。

(事 業)

第4条 県連協は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各地区連協相互の交流促進
- (2) その他県連協の目的達成に必要な事業の実施

(構 成)

第5条 県連協は、第3条の目的に賛同する各地区連協各期会員をもって構成する。

(役 員)

第6条 県連協には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 各地区連協より2名（正・副）

2 会長は、理事の互選とし、理事会の承認を得る。なお、選出は別に定める「役職当番表」に基づくものとする。

3 副会長は、理事の中から、会長が指名し、理事会の承認を得る。

4 理事は、各地区連協からの推薦とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、県連協を代表し、会務を統括し、執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、欠けたときは、その職務を代理する。

3 前項の場合において、職務を代理するものの順序は、理事会において定める。

4 理事は、理事会を構成し、

- (1) 会務を議決するとともに、議決事項を執行する。
- (2) 各地区連協相互の情報交換に努め、交流を促進する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、1年とする。ただし、補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、1年サイクルでの各地区連協の当番制とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が終了した場合においても、後任者就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問等)

第9条 県連協には、必要に応じ顧問及び相談役を置くことができる。

(会議の種別)

第10条 県連協の会議は、理事会とする。

(会議の構成)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

(会議の機能)

第12条 理事会は、

- (1) 第3条の目的を実現するため、各地区連協の情報交換の場とする。
- (2) 規約の改廃に関する事項を議決する。
- (3) この会の運営に関する事項を議決する。

(会議の開催)

第13条 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。

- (1) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき
- (2) 会長が必要と認めたとき

(会議の招集)

第14条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、会議を招集する場合には、会議の内容、日時及び場所等をあらかじめ会議構成員に通知しなければならない。

(会議の定足数)

第15条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(会議の議決)

第16条 会議の議事は、会議に出席した構成員（議決権を有する、会長選出地区連協2名、それ以外の各地区連協1名）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議における表決の委任)

第17条 やむを得ない理由により会議に出席

できない構成員は、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理として表決を委任することができる。この場合において、第15条・第16条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(新規加入)

第18条 新たに学園が創立され、学園校友会連絡協議会、又は、校友会が設立されたときは、県連協に加入することができる。

(届 出)

第19条 各地区連協は、次の場合は遅滞なく、その旨を県連協に届けなければならない。

- (1) 名称、代表者又は所在地等に変更があったとき
- (2) その他県連協に関係のある事項

(その他)

第20条 その他この規約の施行について必要な事項については、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

昭和58年4月1日から施行する。

附 則

昭和61年4月1日から施行する。

附 則

昭和61年11月1日から施行する。

附 則

平成3年6月1日から施行する。

附 則

平成6年6月1日から施行する。

附 則

平成8年5月30日から施行する。

附 則

平成10年5月29日から施行する。

附 則

平成14年5月24日から施行する。

附 則

平成15年5月21日から施行する。

附 則

平成21年5月13日から施行する。

附 則

平成22年5月14日から施行する。

附 則

平成25年4月1日から施行する。

附 則

令和2年5月22日から施行する。